



土砂災害特別警戒区域にお住まいの人へ

令和7年度中の住宅移転の事前相談は今年5月末まで

問い合わせ 都市政策課 ☎229-3290 FAX229-3336

津市がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に建てられている住宅(危険住宅)に、区域指定の前から住んでいて、令和7年度中に当該危険住宅を除却し市内の安全な場所へ移転する人、または除却し資金を借り入れて市内の安全な場所で住宅を建設または購入して移転する人に対し、予算の範囲内で補助します。補助金の交付は令和7年度となりますが、補助金の申請には事前相談が必要です。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民の生命または身体に著しい危害を生じさせる恐れがあるとして三重県知事が指定した区域で、現在津市では、津・久居・河芸・芸濃・美里・安濃・一志・白山・美杉地域の一部が指定されています。指定区域は、三重県ホームページでも確認できます。



HP 三重県 土砂災害マップ

補助金についての事前相談

令和7年度に補助金の交付を申請する人は、電話予約の上、次の相談期間中に事前相談を行ってください。



相談期間 3月1日(金)～5月31日(金)

対象 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に建てられている住宅(危険住宅)に、区域指定の前から住んでいて、令和7年度中に当該危険住宅を除却し市内の安全な場所へ移転する予定の人、または除却し資金を借り入れて市内の安全な場所で住宅を建設または購入して移転する予定の人

補助の内容 危険住宅の除却費など、移転後住宅の建設または購入に係る借入金利子

※国、県、市による助成事業のため、国や県の交付金の状況に応じて補助金が減額される場合があります。

※補助金交付決定の前に工事着手または借り入れの契約をしている場合は、補助の対象になりません。

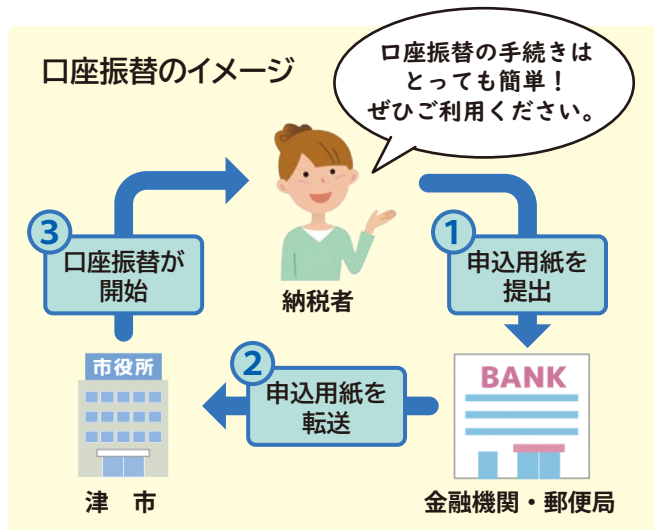


市税の納付は、口座振替をご利用ください

問い合わせ 収税課 ☎229-3135 FAX229-3331

口座振替には次のようなメリットがあります

- 納期限日に自動で振り替えされるので、納め忘れがない
- 納付のために外出する必要がない
- 納付状況が通帳などで確認できるため、納付書や領収書の管理が不要



口座振替の申し込み方法

ご希望の金融機関(市内に支店のある金融機関)または郵便局の窓口に口座振替の申込用紙を提出してください。申込用紙は市内の金融機関・郵便局の窓口に設置しています。

申込時の持ち物

市税の納税通知書、預貯金口座の届出印、口座番号の分かるもの

口座振替できる市税

- 市民税・県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税種別割

市税の口座振替の申込時に、次の保険料などの口座振替も同時に申し込むことができます

国民健康保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、保育所利用者負担額、市立認定こども園利用者負担額、市立保育所の給食費、市立認定こども園の給食費